

第2号議案 令和2年度事業計画並びに収支予算承認について

1. 情勢並びに業務の方針

(1) 一般情勢

米中貿易摩擦による貿易交渉の行方と世界経済への影響が懸念されていた中、中国で発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19、以下、新型コロナ)が、わが国を含む世界中に急速にまん延し、主要国を含めた多くの国で経済活動が事実上、停止状態となった。依然として、収束が見通せない状況にある。IMF(国際通貨基金)による4月時点での見通しですら、かつての大恐慌と対比させるほどの世界経済の悪化となる可能性が高いと指摘している。

わが国においても新型コロナの感染が拡大し、4月7日に政府は緊急事態宣言を7都府県に発動。同16日には全国に対象地域を広げ、外出自粛要請や施設の使用禁止を措置した。一方、政府は、かつてない規模の緊急経済対策を講じているが、新型コロナの経済・社会に与える影響は甚大であり、政府も4月の月例経済報告では、10年11カ月ぶりに景気の急速な悪化を認め、極めて厳しい状況にあると景気判断の変更を余儀なくされた。

いずれにしても、新型コロナの収束がどのようなになるか。米国や中国、EUといった世界経済をけん引する国・地域の社会や経済情勢等が非常に不透明であり、さらに金融資本市場の変動等の影響についても波乱要因が高まっている。

(2) 酪農情勢

新型コロナへの感染者が、わが国においても全国的に拡大する中で、政府は感染防止のために、4月7日に緊急事態宣言を発動した。同16日には全国に対象地域を広げ、在宅勤務や不要不急の外出自粛の要請、施設の使用禁止を行った。多くの地域では、政府の要請に従い、小中高校が臨時休校となった3月2日から学乳が停止されていたが、停止期間がさらに延長された。これに外食や飲食チェーンの臨時休業等による業務用牛乳乳製品の消費急減も加わり、家庭内における牛乳消費の伸びではこれら減少分は補えず需給の緩和につながっている。

指定団体や全国連の関係者は学乳向け用途を加工向け用途に振替えて処理

不可能乳が発生しないように懸命に努力を続けている。しかし、在庫が増えて心配されていた脱脂粉乳の過剰など、需給への危機感が高まった。また、株価の下落等、経済への打撃が見込まれる中、各種のイベントの開催中止、自粛の広がりによる個人消費の停滞や減少が見込まれ、今後の牛乳乳製品の消費動向には注視する必要がある。

政府は新型コロナ対策などを含む令和2年度の大型補正予算をとりまとめたが、酪農・肉用牛対策を含む農林水産関係の予算額は5448億円（ALIC事業950億円含む）規模となった。

本来であれば、Jミルクが1月31日に公表した需給見通しによると、令和2年度の生乳生産は、全国で735万9千ト、前年度比1.1%増と全国では2年連続の増産見通し。地域別では、北海道が423万1千ト、前年度比1.5%増と4年連続の増産、都府県は324万1千トで同0.7%減と減産幅が縮小する見通しである。また、牛乳の生産（消費）動向を見ると、「牛乳類」は471万8千キロ、前年度比0.5%増。このうち牛乳は1.0%増と引き続き堅調、消費が減少していたはっ酵乳も0.1%増と前年度並みを予測していた。

近年の牛乳乳製品の需給は生乳生産の減少に対応して農水省は、毎年カレントアクセス（CA＝生乳換算13万7千ト）を上回る追加輸入を実施してきた。こうした中で、農水省は1月末に本年度の追加輸入について当初の輸入枠をバターは元年度並みの2万ト、脱脂粉乳は需要が弱く在庫水準も高いことから前年度から大幅に減少した4千トとすることを決定し、需給を考慮した対応をとった。

一方、本年度は政府による令和12年度（2030年度）を目標とする第8次酪肉近代化基本方針（酪肉近）の初年度であり、10年後を目標とした生乳生産目標780万トに向けたスタートの年度となる。引き続き、わが国酪農業が将来に向けて持続できるように、北海道と都府県酪農の均衡ある発展を目指して生産基盤の維持・拡大対策を政府に要請することが重要である。特に昨年度の新規事業である都府県の乳用牛の増頭・増産対策である生産基盤拡大加速化事業の継続・拡充を求めている。いかなければならない。

このほか、改正畜産経営安定法の運用に関しては、国の制度運用では、これまで指

定団体が担ってきた需給調整や生乳の用途別調整、乳価交渉力、生乳の安全・安心(乳質保全等)の弱体化や、生産者に不公平感を生じさせることがあってはならないことを引き続き要請していく必要がある。

海外情勢ではTPP11等3つの大型貿易協定が4月以降、3年目に入り、関税率等が段階的に縮小していくことから、新たな国際環境下においても酪農家の再生産が確実に可能となるようにしなければならない。そのためには交渉で獲得した措置に加えて、影響について注視しながら政府・国会に生産現場の実態を訴えながら必要な対策を要請。引き続き生産基盤対策を進めるとともに、家族型酪農経営が国土(農地)や地域社会の活性化に貢献している役割に対して一層の理解を求める。その上で家族型酪農経営の持続的発展を目指していくことが必要である。いずれにしても本年度は新型コロナの1日も早い収束が待たれている。

(3)業務の方針

①農政活動では、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定の3つの大型協定の発効等により、自由化がより一層、進行していくこと、また、新型コロナが収束するまで、わが国酪農・乳業に対する影響について引き続き注視し、必要な対策を酪政連に結集して、政府・国会に要請する。

特に今後とも生乳生産基盤を維持していくためには、北海道酪農と都府県酪農や家族型酪農と大規模酪農経営の均衡ある発展が不可欠である。チーズ等乳製品の輸入関税率引き下げで、国際化対応が迫られる北海道酪農対策とともに、特に酪農家戸数や生乳生産の減少率が高い都府県に対する支援対策については、昨年度に一部措置されたが、友好団体と連携して酪政連を通じて支援対策の継続・拡充を要請していく。

また、高齢化が進み耕作放棄地が増加している中、日本の農地や国土を守り、地域経済の活性化を図る上で酪農の役割は、より一層高まっていることを政府・国会に理解を求めていく。

②各業務について、より一層の効率化を進めるとともに、引き続き規程類の見直し

や整備を進める。また、事業推進や事業管理において、全酪連との連携強化を進める。

③酪農会館の運営については、総合管理会社との連携の下、適切な管理・運営に努める。また、本会会議室を会員や関係団体の研修会に積極的に利活用してもらうように周知する。

2. 総会・理事会・監事会・基本対策委員会等の開催

- (1) 年度総会(6月29日会長、常務が出席の上、委任状により開催予定)
- (2) 三役会(4月22日、電話会議形式により開催、その後は随時開催)
- (3) 理事会(新型コロナの影響により4月3日は中止、6月開催の理事会は書面により開催。11月20日、令和3年3月25日に開催予定)
- (4) 監事会(6月、新型コロナの影響により電話会議形式により開催。11月20日)
- (5) 役員候補推薦委員会(随時開催)
- (6) 酪農基本対策委員会(11月20日)
- (7) 事業推進委員会(年1回、令和3年2月5日)
- (8) 役員報酬等審議委員会(年1回、令和3年2月17日)
- (9) 酪農ネットワーク委員会(全国2カ所、東・西合同で4月3日(中止)・北海道は令和3年3月12日)
- (10) その他各種委員会 (随時)

3. 指導事業

事業推進委員会において協議し、役員会において承認された事業について、当年度の主要な指導事業として実施する。

(1) 酪農講演会の開催

本年度は「進む自由化への備え」をテーマに全国2ブロックにおいて、農水省畜産部の協力を得て酪農情勢の講演を実施する予定であったが、東日本・西日本地区合同の酪農講演会、酪農ネットワーク委員会は新型コロナの広がりを踏まえやむ

を得ず中止した。新型コロナ等の情勢を踏まえ今後、対応を検討する。

開催予定は下記のとおり。

○東日本・西日本地区合同 令和2年4月3日(東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷)・中止

○北海道地区 令和3年3月12日(北海道札幌市内)

(2) 酪農ネットワーク委員会の開催

全国のおよそ130名余りの委嘱した委員を、酪農講演会の開催時に合わせて出席いただき、本会事業への理解と支援をお願いするとともに、委員相互の情報交換の場を提供することを目的に開催する。また、委員には農水省の発表する各種資料を印刷して随時配布する。

(3) 酪農後継者育成事業の実施

①酪農後継者育成事業として、会員団体より推薦のあった酪農後継者及び酪農協等の職員について、酪農後継者育成事業諮問委員会での審議の上、本会主催の「第28回ロイヤル・ウィンターフェア視察」に派遣する。視察研修の費用の一部を規程に基づき助成する。(新型コロナによりやむを得ず中止)

②全国酪農青年女性酪農経営発表大会入賞者への副賞・海外酪農視察研修への助成

新型コロナの影響により全国酪農青年女性会議と全酪連が共催する「第49回全国酪農青年女性酪農経営発表大会」がおおむね1年延期されたことから、副賞として第28回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修への参加助成は中止する。

③酪農後継者育成事業諮問委員会において、令和2年度の計画について協議し、米国・カナダ視察研修実施前の10月に諮問委員会を開催し決定する予定。(新型コロナの影響により中止)

(4) 第15回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会における本会事業のPR活動

10月31日～11月2日まで宮崎県都城市で開催される同共進会において、協賛

社ブースのテント1張り(1.5間×2間、長机2本と椅子4脚)が提供されることから、全酪新報の取材とは別に、各部職員が交代にて本会事業のPRや書籍の販売等を行う。(新型コロナの影響により今年度開催中止)

生乳事故・バルク事故防止キャンペーンの一環として、特集記事及びオリオン機械(株)が実施している酪農家の衛生意識向上と乳質改善を促すことを目的にしたルートプログラムの特集記事(令和2年1月20日号)を再掲載した全酪新報PR版を作成し会場内で配布する。

(5) 地域酪農活性化のための経営管理・技術等の研修会を開催した際に助成する新たな事業を実施する。(新型コロナの影響により次年度に延期)

(6) 第9回酪農未来塾の開催については実施内容を十分に検討した上で実施する。

(7) 研究会等の活動支援

家族型酪農経営支援のために「スモール・ファーマー・コミュニティ」(SFC・事務局長＝清水池義治北海道大学講師)や畜産経済研究会等の活動を支援する。

(8) 「酪農・乳業行政20年を振り返る」(仮題)新刊書籍の発刊

様々な課題が指摘されている畜産経営の安定に関する法律の改正に至る歴史を踏まえて対応策を検討するために、荒川隆氏(元農水省大臣官房長)の全酪新報連載「酪農・乳業行政20年を振り返る」を書籍として発刊する。

4. 情報提供事業

(1) 引き続き、日本ホルスタイン登録協会との連携により、同協会の会報として日ホ協特集号を年4回(7月20日号、9月20日号、1月20日号、3月20日号)発行する。

(2) 全酪連など友好団体や酪農団体、資材メーカーとの連携による特集号、特集ページの企画・製作を重点とし新規企画を含めて推進していく。また、地域に焦点をあてた特集企画について検討・実施する。本年の特集企画の予定としては、

① 全酪連と全国酪農青年女性会議主催による全国酪農青年女性酪農発表大会の発表者の紹介(6月1日号に予定していたが新型コロナの影響により中止)

② 中央酪農会議による酪農教育ファーム認証制度の特集(9月20日号・予定)

- ③酪農ヘルパー全国協会による酪農ヘルパー募集(広告・日ホ協特集及び本会ホームページで予定)
- (3) 生乳生産現場において依然として合乳事故やバルク事故が多発しているため、昨年度新規に特集企画として実施した生乳賠償保険及びバルククーラー保険の普及並びに事故防止キャンペーン特集を本年度も継続実施する。併せて関係保険会社からの広告出稿を働きかけ恒常化させたい。
- (4) 酪農共済制度の受託生命保険会社のジブラルタ生命保険(株)が同社の規程変更により、広告出稿が停止され昨年度は大口広告が減少した。そのため本年度は「酪農ハイ・メディカルSUPER」の医療補償の引受保険会社となった東京海上日動火災保険(株)、(株)保険代行社から新規の広告出稿を実施する。引き続き特集企画及び新規の広告獲得に全力を尽くす。
- (5) 全国各地で創意工夫している酪農家の経営実態や酪農経営改善など生産現場に密着した記事の充実などにより紙面の充実を図る。また、会員や酪農共済制度取扱組合等の協力を得て、見本紙配布を行う。酪農共済制度の戸別訪問の際に部数増加を図るべく推進するほか、新聞独自でも戸別訪問も含めた拡売を進める。このほか酪農ネットワーク委員、酪農共済推進担当者との連携を密にした新聞購読を推進する。
- (6) ホームページとの相乗効果も踏まえながら広告の開拓に努める。また、ホームページによる情報提供事業の充実、動画のより効果的な活用など情報発信の強化や酪農生産者以外にも酪農乳業関係者や消費者などに向けて幅広く情報発信していく。引き続きアマゾンを活用しながらホームページ経由による書籍の販売にも力を入れる。
- (7) 全酪新報付録「写真ニュース」の定期的(7月・12月の年2回)な発行。
- (8) 酪農ネットワーク委員等への酪農情勢メモ、酪農関係統計資料の配布や EU、米国、オセアニアなどの海外情報の入手とその迅速な提供を全酪新報並びにホームページ等を通じて行う。

5. 視察研修事業

(1) 視察研修旅行並びに酪農共済優待旅行の実施

- ①「第28回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修」を11月4～10日まで7日間の日程(予定)で例年通り実施する。旅行代金は1名、39万9000円。(新型コロナの影響により中止)
- ②「酪農共済優待旅行・グアム4日間の旅」を来年1月21日～24日(4日間)の日程で実施する。旅行代金は1名、11万5000円。
- ③「欧州酪農視察研修」については、諸事情により休止とする。

(2) 令和2年度実施予定の酪農視察研修旅行のパンフレットとポスターを製作、会員並びに関係団体に配布し、全酪新報又はホームページへの広告掲載と併せて参加者の積極的な掘り起こしを行う。(新型コロナの影響により中止)

(3) 酪農後継者育成事業の周知及び酪農共済優待事業では、酪農共済制度の積極的な推進により推進担当者等の参加者を増やす。

6. 酪農共済事業

全国の取扱い団体と引き続き密接な連携により、年度を通じた戸別推進方式により、酪農共済等の各制度の積極的推進を行う。酪農共済制度は本会の農政活動、指導事業を支える財政基盤を確保するものであり、酪農生産者の負託に少しでも応える運動展開のため、最大限の努力をしていく。

[重点項目]

- (1) 先進医療補償の追加等を内容とする「酪農ハイ・メディカルSUPER」の改定や酪農共済制度の一部奨励措置の変更も検討、酪農共済制度全般の活性化を図る。そのため取扱団体のご協力をいただきながら、特に加入人数を最重点課題とし、積極的な推進活動を行う。
- (2) 「酪農共済」本体並びに「酪農ハイ・メディカルSUPER」の加入拡大を図るため、推進担当職員が目標を設定し、達成に向けそれぞれ最大限の努力をする。
- (3) 発足5年目となる「酪農がん共済」の加入拡大を図るため、特別の奨励措置により

積極的な推進活動を行う。

- (4) 生乳賠償保険及びバルククーラー保険の拡充を図り、生乳生産に寄与できるように推進する。全酪新報等を活用して生乳事故減少のためのキャンペーンを本年度も実施する。

[酪農共済等の加入推進に対する奨励措置等]

- (1) 令和2年1月1日から10月1日までの「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農がん共済」の加入実績に応じ、令和3年1月に実施予定の「酪農加入者優待旅行」への招待または優待などの奨励措置を実施する。

(2) 保有奨励

「酪農共済」の年度末保有口数が昨年度末の保有口数を維持した取扱団体に対し交付する。

(3) 高率加入奨励

保有維持奨励の対象とはならないが「酪農共済」の加入が高率な取扱団体に対し交付する。

- (4) 「酪農共済」(人数当たり)、「酪農ハイ・メディカルSUPER」(口数当たり)、「酪農がん共済」(口数当たり)の新規加入に対する奨励金を取扱団体に対し交付する。

- (5) 「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」「酪農がん共済」の新規または増口加入された方に対しグッズを進呈する。

7. 酪農会館事業

- ① 全酪連などの酪農会館入居者の業務が支障なく進むように、会館総合管理会社である東急コミュニティー・東急ビルメンテナンスと連携しながら酪農会館の管理を実施していく。

- ② 長期修繕計画等、中長期的な酪農会館の管理について検討を進める。

8. 出版及び文化財の頒布斡旋

- (1) 荒川隆氏(元農水省大臣官房長)による全酪新報連載「酪農・乳業行政20年を振

り返る」(仮題)を発刊する。

- (2)「牛群検定クイックチェック～早わかり～」と、文庫版の「ウシのきもち、ヒトのきもち～乳牛獣医師の四方山ばなし～」の頒布
- (3)令和3年用酪農カレンダーの製作頒布
- (4)令和3年用酪農手帳の製作頒布
- (5)令和2年度酪農関係(制度資金・補助事業・リース事業)金融総合手引書の刊行頒布
- (6)絵で見る酪農技術書「続・牛飼いの眼」の頒布
- (7)青色申告のできる「酪農簡易簿記」(消費増税・軽減税率導入改訂版)の頒布

9. 地方にて開催の畜産共進会等については、会員を中心として申請に基づき賞状並びに記念品を授与する。

10. 事務の合理化の強化等

酪農共済制度の事務の効率化と酪農ハイ・メディカルSUPERの医療補償部分の改定に伴う引受保険会社の変更により、酪農共済制度全般の事務管理システムの新システムへの移行作業を酪農共済制度引受保険会社及び委託システム会社と連携して進め、年度内を目標に完了する。

また、全酪連並びに関連会社との連携強化のために引き続き情報交換を行っていく。酪農関係者の勲章・褒章受章者に対する祝賀会を酪農関係団体で開催してきたが、本会の開催運営要領を関係団体と協議の上、整備するとともに、幹事団体の全酪連と連携し、引き続き本会が事務局を担当する。